**水稲初期除草剤の使用時期について**

水稲初期除草剤の使用時期が、平成24年８月から変更になっています。

初期除草剤の移植前・播種前の使用は、

**「７日前まで」**です。

**１**

初期　　**除草剤の使用時期に注意しましょう。**

水稲初期除草剤の使用時期は、これまで「植代後（時）～移植４日前まで」「代かき後（時）～播種４日前まで」の適用がありました。それが、植代後（時）～移植**７日前まで**」「代かき後（時）～播種**７日前まで**」に変更となっています。

　誤って使用すると、農薬取締法違反となり罰則の対象となりますので、間違えないように使用してください。

**２**

初期　　**除草剤使用後の止水管理を徹底しましょう。**

「使用した除草剤が圃場外に流出し、周辺環境に悪影響を及ぼす」ことがないような管理が必要です。畦畔の補修といった漏水対策を行い、水尻（落水口）を止めた後に除草剤を使用しましょう。また、**除草剤使用後は７日間以上の止水管理**を徹底しましょう。

